

地域金融力強化プランの概要と地域金融機関への期待

2026年4月16日 第8回「みやざき活性化フォーラム」
金融庁総合政策局総合政策課 乗松慶行



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

はじめに

地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決

地域金融力発揮のための環境整備

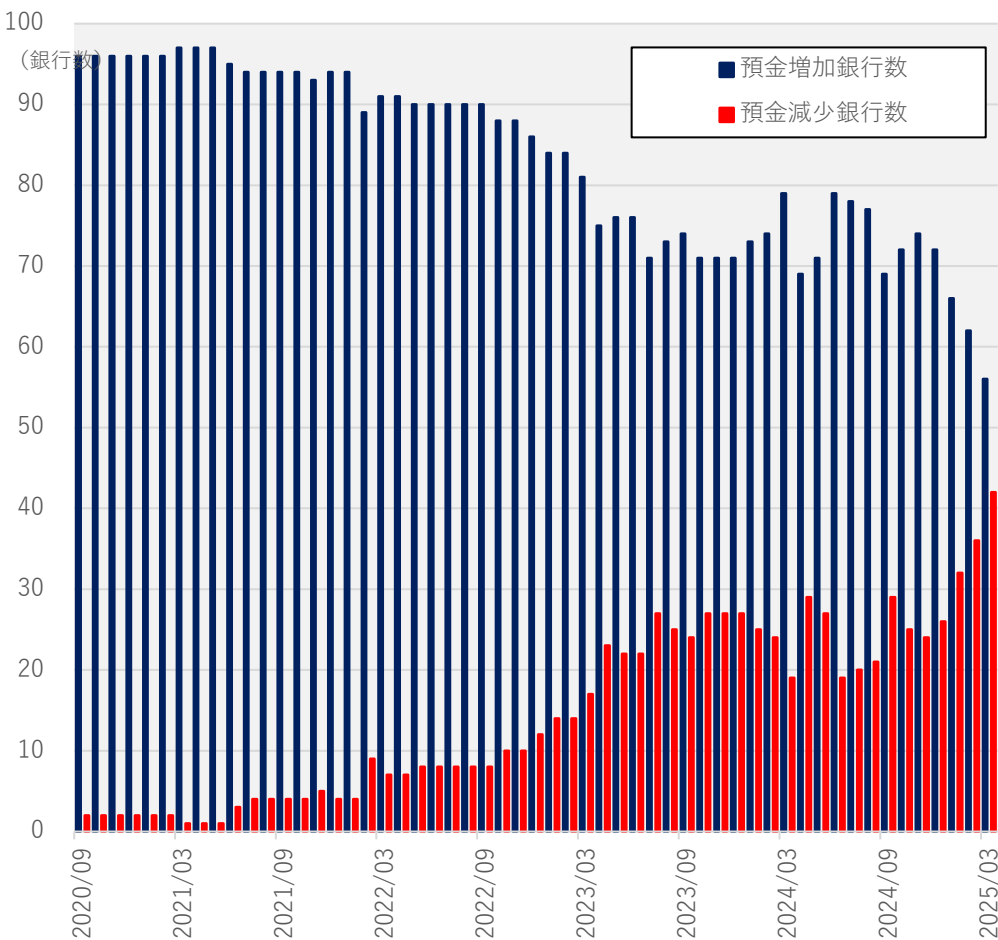
おわりに

はじめに

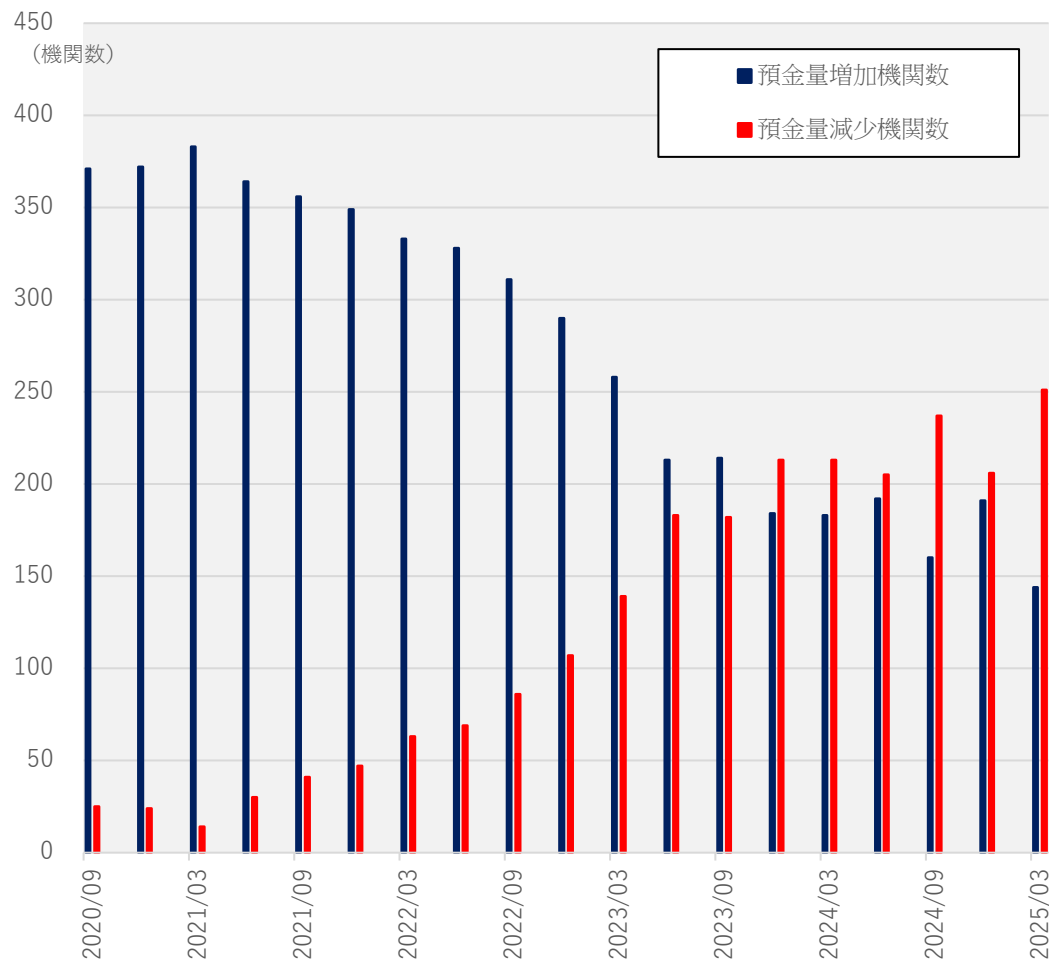
地域金融機関の預金量の変化

- 人口減少等を背景として、地域金融機関の預金量は停滞しつつある。
- 2021年以降、個人預金量が減少する地域金融機関の数が増加傾向。特に信金・信組において、2023年12月以降、個人預金量が減少する機関数は預金量が増加する機関数を上回っている。

■ 地域銀行における個人預金量の増減変化



■ 信金・信組の個人預金量の増減変化



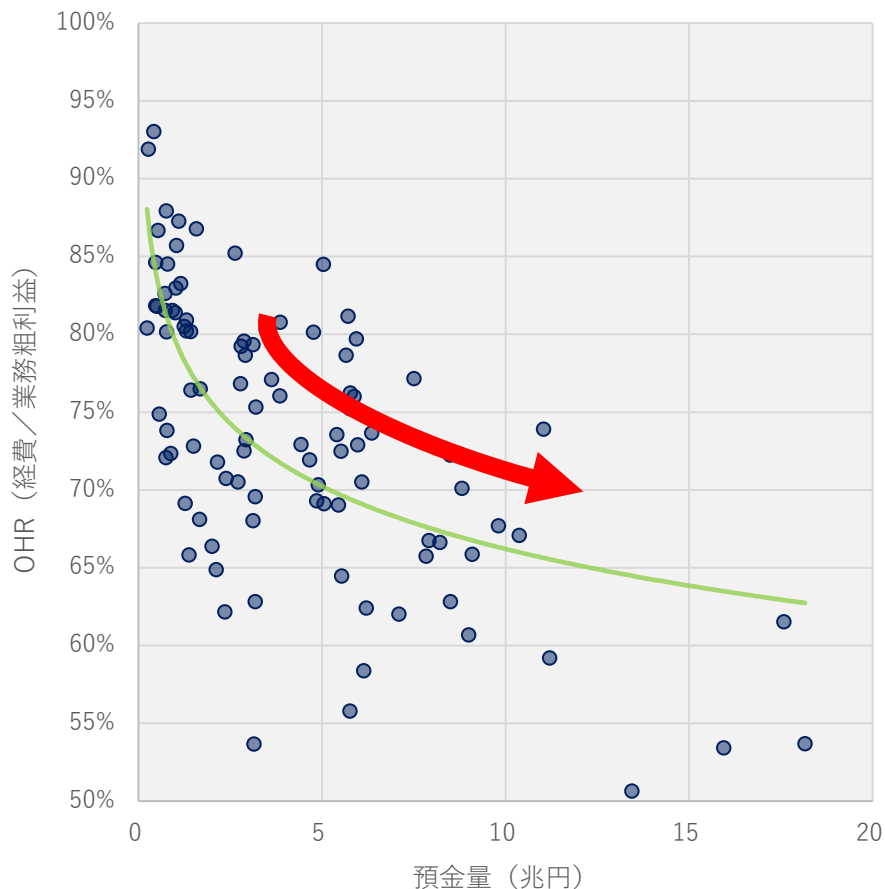
(注) 前年同月比で個人預金量が増加又は減少した地域銀行(左図)、信金・信組(右図)の数を示す。

(資料) 金融庁

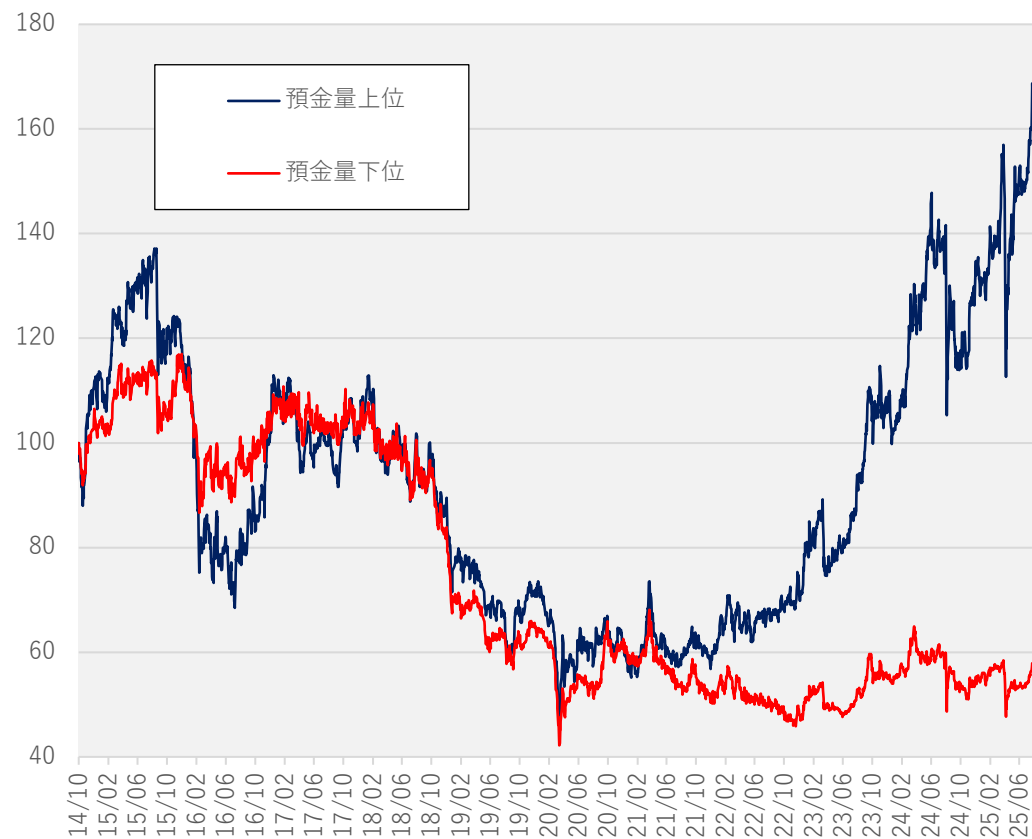
経営状況の二極化の兆候

- 地域金融機関の経営状況は二極化の兆候が見える。例えば、**地域金融機関の規模（預金量等）と経費率の間には負の相関関係**がある。

■ 預金量と経費率(OHR)の相関(地域銀行)



■ 預金量上位地銀と下位地銀の株価推移



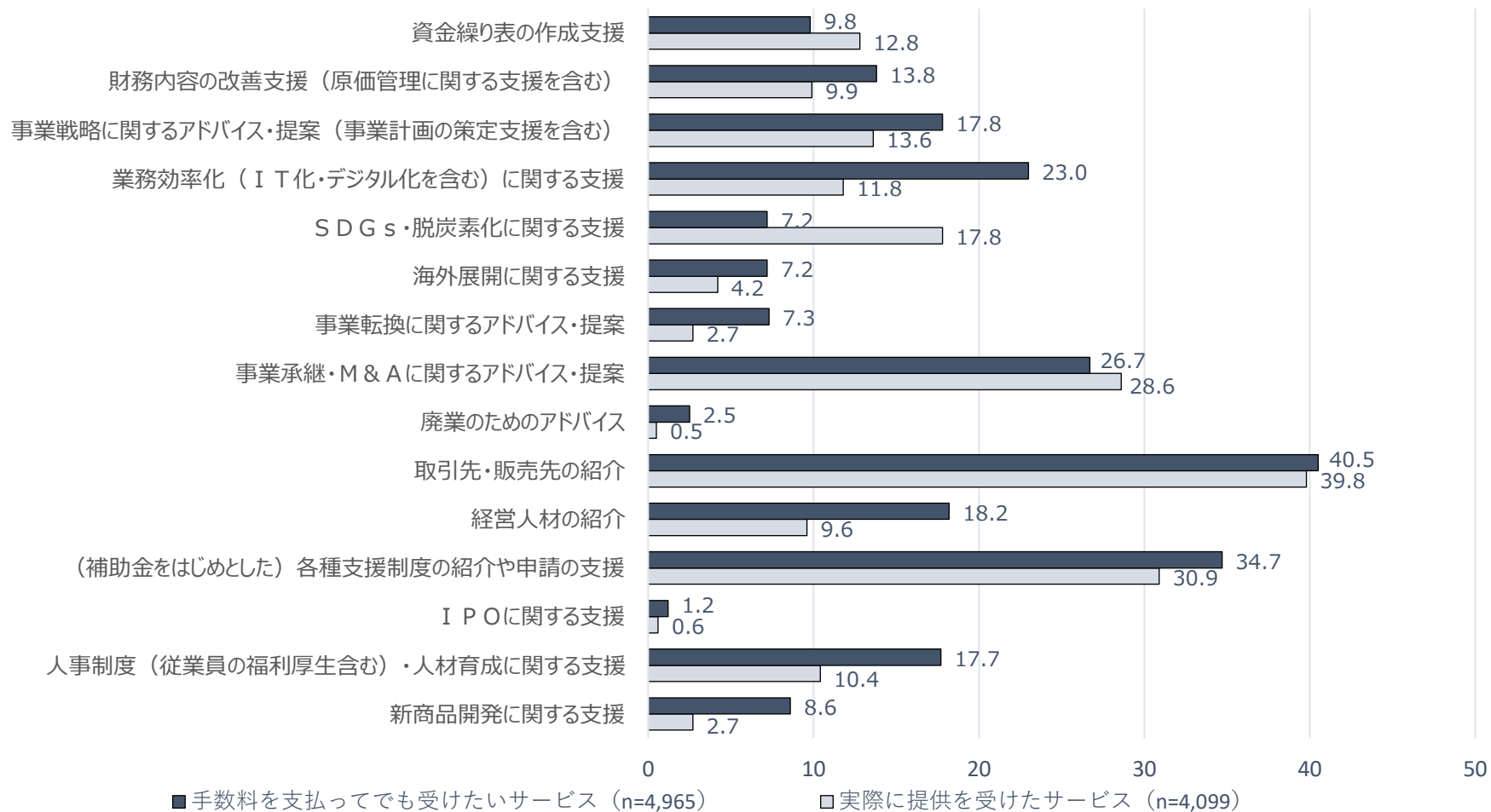
(注) 左図のOHRは過去15年間の平均を指す。右図は、2014年10月時点から上場している地銀のうち預金量上位15位と下位15位の株価（2014年10月1日時点の株価を100として指数化）の平均推移を示す。預金量はいずれの図も2025年3月末時点を参照。

(資料) 金融庁

金融機関による支援への期待

事業者が金融機関に対して提供を求める／実際に提供を受けたサービス

Q.金融機関のサービスに関し、貴社が手数料を支払っても受けたいサービス、実際に提供を受けたサービスについて、あてはまるものをご回答ください。（複数回答）



- 金融機関の中には、地道に継続して地域企業の生産性向上や地域活性化に努めている金融機関も多数存在しており、こうした自主的な取組みをサポートするため、これまで、**業務範囲等に関する規制緩和を実施。**

金融機関が所有する不動産の有効活用：監督指針改正（平成29年9月）

- 自治体等の**公共的な役割を有する主体からの要請に基づき保有不動産の賃貸を行う場合は、その規模等について柔軟に解釈できる旨を明確化。**

銀行本体及び銀行子会社等が行う「人材紹介業務」：監督指針改正（平成30年3月）

- 銀行本体及び銀行子会社等において、**取引先企業に対する人材紹介業務を行うことが可能であることを明確化。**
（職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を取得した地域銀行（本体）は67行（令和4年8月1日時点）。）

「地域商社」への銀行の出資について：監督指針改正（令和元年10月）

- 地域銀行が**認可を条件に5%超100%まで地域商社に出資できる旨を明確化。**

銀行等による議決権保有制限の見直し：銀行法施行規則等改正（令和元年10月）

- 地域活性化事業や事業承継等を行う企業への出資について、銀行等の**議決権保有制限（5%ルール）の緩和を実施**

デジタル化や地方創生などに資する業務の追加：銀行法等改正（令和3年5月公布、11月施行）

- デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に向けて、**銀行の①子会社・兄弟会社（銀行業高度化等会社）、②本体、それぞれに業務を追加**するなどの措置を実施。

- 地域において**人口減少・少子高齢化**が進行し、**地域企業の人手・後継者不足**も深刻化。こうした課題に対応しつつ、地域経済が発展していくため、**地域金融には**、地域企業を資金繰り支援等で下支えすることにとどまらず、
 - ✓ 内外のプレイヤーと連携しつつ、**中堅・中小企業による研究開発や設備投資、事業買収などを、戦略面・ファイナンス面で後押し**し、成長につなげること、
 - ✓ 企業の**M&A・事業承継や事業再生、経営人材確保、DXを支援**すること、
 - ✓ 官民連携の**まちづくりへの参画**などを通じ、地域課題の解決に資すること、等を通じて**地域経済に貢献する力**（＝「**地域金融力**」）を**発揮**していくことが強く期待されている。

⇒ 地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を発揮していくための政策を総動員する。

- **地域金融機関は**、**十分な経営体力・収益基盤を確保**し、地域の「要」として上記の**地域金融力を発揮**していくことが求められるが、その役割を将来にわたって果たしていく上での**課題に直面**。
 - ✓ 経済・市場の変動への対応に加え、高度化する**サイバー攻撃やマネロンへの対応**等が求められ、金融サービスを安定的に提供するための**コストは増大**し、規模の大小に関わりなく**高度なシステムや専門人材確保の必要性**も高まっている。
 - ✓ **預金減少に直面する地域金融機関**では、中長期的に**経営の選択肢が狭まる可能性**がある。
 - ✓ さらに、**大規模な自然災害や新たな感染症のまん延**等が生じれば経営基盤が大きく損なわれる。

⇒ このような課題を踏まえつつ、地域金融機関が地域社会からの期待に応え続けていくための環境整備にも取り組む。

（その一環として、金融機能強化法等の改正法案の次期通常国会への提出を目指す）

- 人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する**地域が持続的に発展**を目指す中で、**地域金融の地域経済に貢献する力**（＝「**地域金融力**」）への期待は極めて強い。
- **地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤー**が連携して地域金融力を発揮していくため、**①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備**からなる**地域金融力強化プラン**を強力に推進する。

① 地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決

- 内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業等への成長支援**
 - ✓ 地域における成長意欲の高い中堅・中小企業を支援するため、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進するとともに、地域金融機関への知見提供等を行う
- M & A・事業承継や経営者等の人材確保の支援**
 - ✓ 監督指針の改正等を通じ、地域金融機関によるM&A・事業承継や人材確保の支援機能の強化を後押し
- 早期の経営改善や円滑な事業再生等に向けた支援の促進**
 - ✓ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインの改正の検討や、REVICの体制整備等により、事業者への円滑な事業再生支援を図る
 - ✓ 地域におけるメインバンクの状況に関するデータを踏まえ、メインバンク機能の強化に向けた方策を検討
- 企業価値担保権も活用した事業性融資の推進**
 - ✓ 2026年5月導入の企業価値担保権活用に向けた環境整備を進める
- スタートアップ企業等の成長企業の資金調達支援**
 - ✓ ベンチャーデット等に関する金融検査・監督の具体的な考え方を示す
- 経営者保証に依存しない融資の促進**
 - ✓ 監督指針を改正し、金融機関や事業者の行動変容を一層拡大
- 地域企業へのDX支援の推進**
 - ✓ 地域企業のデジタル化とデータ利活用の高度化を一層支援できるよう監督指針の改正等を実施
- 地域課題の解決**
 - ✓ 地域金融機関による地域課題の解決に資する以下の取組を推進
 - (1) ローカル・ゼブラ企業等へのインパクト投資の推進
 - (2) 地域金融機関の官民連携のまちづくりへの参画
 - (3) 農林水産分野における課題解決に向けた関係省庁との連携の推進
 - (4) 過疎地における顧客サービス維持に向けた取組の推進
 - (5) 地域における資産形成や金融経済教育における貢献
 - (6) 金融・資産運用特区の取組の推進
- 地域金融機関による地域活性化の取組の促進**
 - ✓ 地域活性化の取組に関する事例集を取りまとめるとともに、関係者が連携して知恵を出し合う場を創り、こうした取組を促進する
 - ✓ 各地域の状況を踏まえながら地域金融力の発揮を促すとともに、その取組を評価し、更なる取組につなげていく
- 投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進**
 - ✓ 投資専門会社の出資に関する要件について、更なる緩和・明確化を検討

② 地域金融力発揮のための環境整備

- 地域金融機関の業務効率化・負担軽減に向けた取組**
 - ✓ 複数の金融機関による、内部監査の共同化のための方策の検討や、システムの合理化・持続化等のための共同利用の推進
- 金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等**（改正法案の次期通常国会への提出を目指す）
 - 資本参加制度の期限延長・拡充**
 - ✓ 資本参加制度を「当分の間」の措置とする
 - ✓ 大規模な自然災害等に備え、資本参加の特例を予め整備
 - ✓ 資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保のための規定を整備
 - 資金交付制度の期限延長・拡充**
 - ✓ 申請期限を2031年3月末までの5年間延長
 - ✓ 交付上限額・補助率を引き上げる（例：上限額30億円→50億円等）と
- その他の環境整備**
 - 早期警戒制度の見直し
 - モニタリングの強化等
 - ✓ 財務局を含めたモニタリング体制を抜本的に強化
 - ✓ 金融仲介機能の発揮についてモニタリングを実施
 - 地域金融機関における業務改善の取組（生成AI導入、兼業・副業）
 - 同一グループ内の兄弟銀行間等における大口信用供与規制の特例承認の見直し

- 人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する**地域が持続的に発展**を目指す中で、**地域金融の地域経済に貢献する力**（＝「**地域金融力**」）への期待は極めて強い。
- 各地域ではこれまでも数多くの優れた取組が行われているが、そうした経験を共有し、**地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤー**が連携して地域金融力を発揮していくため、①**地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決**、②**地域金融力発揮のための環境整備**からなる**地域金融力強化プラン**を強力に推進する。



①地域企業の価値向上への貢献・ 地域課題の解決

- ・内外プレイヤーとの連携を通じた中堅企業等の成長支援
- ・地域企業へのM&Aや事業承継、事業再生、人材確保支援
- ・地域の事業者に対する事業性融資・DX支援
- ・地域金融機関等の官民連携のまちづくりへの参画
- ・地域金融機関による地域活性化の取組事例の共有・活用
- ・投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進

等

②地域金融力発揮のための環境整備

- ・金融機関共通の課題における「共同化」による効率的・効果的な対応の推進
- ・金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等

等

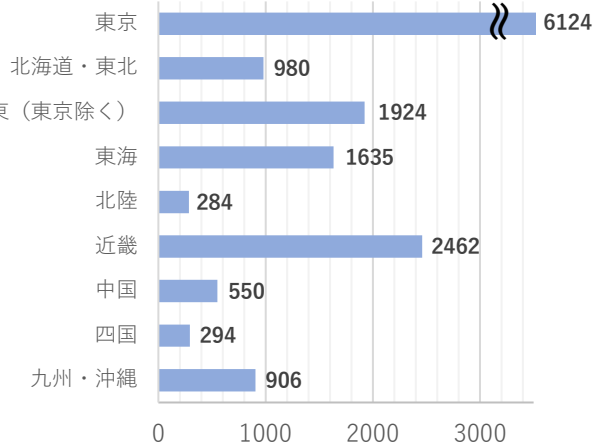
地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決

内外プレイヤーとの連携を通じた中堅企業等の成長支援

- **地域には、相応の売上高の中堅企業も存在し、潜在的にはビジネスを日本全国や海外に拡大できる企業が存在する**と考えられる。こうした企業による**革新的な研究開発や設備投資、戦略的な事業買収を後押しし、高い成長を実現していくことが重要**である。
- 一般に、企業がこのような高いリスクを伴う投資を行うにあたっては、**高度な知見に基づく事業戦略や、証券会社やファンド、政府系金融機関とも連携した融資に留まらないファイナンス手法が必要**となる。
- **地域についての圧倒的な情報を有し、地域・企業からの高い信用を得る地域金融機関が、内外のプレイヤーと連携しつつ事業戦略やファイナンス手法に関する知見を高め、企業価値の創造を総合的にサポート**する能力を向上させる。これにより、地域から全国や世界の市場に飛翔する企業を生み出すことを目指す。

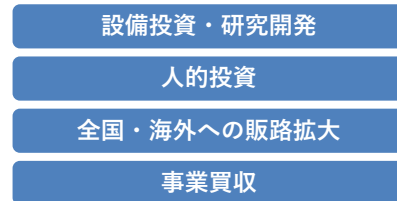
地域別の年商100億円企業数

(企業数)



企業の投資とファイナンス手法

高い成長可能性、高いリスクを伴う投資



リスクに応じたファイナンスの提供



<幅広いファイナンス手法>

地域金融機関による企業価値創造の総合的なサポートに資する施策の例

(例1)

実証実験等による具体的事例の創出を通じ、地域企業の成長支援のため、**国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進**

(例2)

REVICが実施する研修開催を通じ、**地域金融機関職員に対し、事業戦略とファイナンスを通じた企業価値創造の総合的なサポート（企業価値創造業務）に関する知見提供**

(例3)

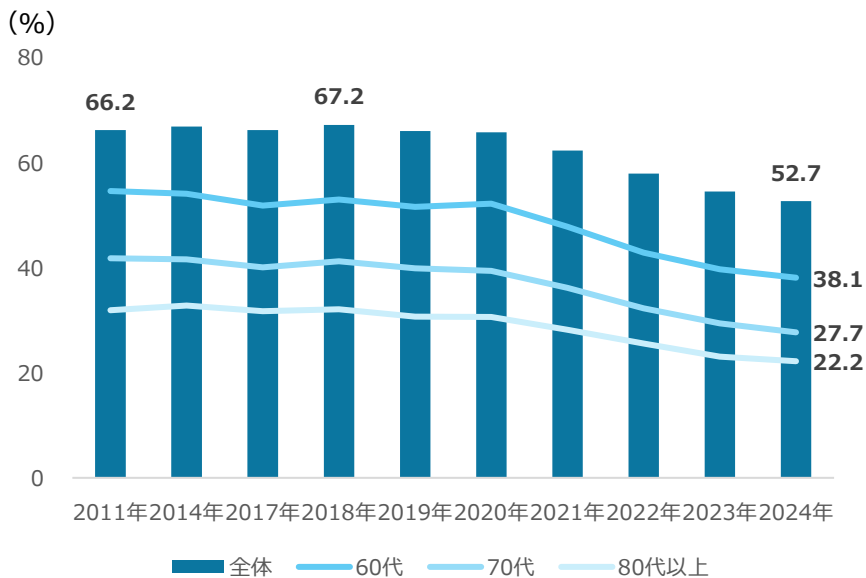
海外進出など企業のリスクテイクを支援する**JBIC、DBJ、日本政策金融公庫、商工中金等との協調融資や、途上国との課題解決を行う企業を支援するJICAとの連携の促進**

(注) 2023年度決算時点
(出所) 帝国データバンク「『100億企業』の実態調査(2025年)」

中小企業の経営者の現状

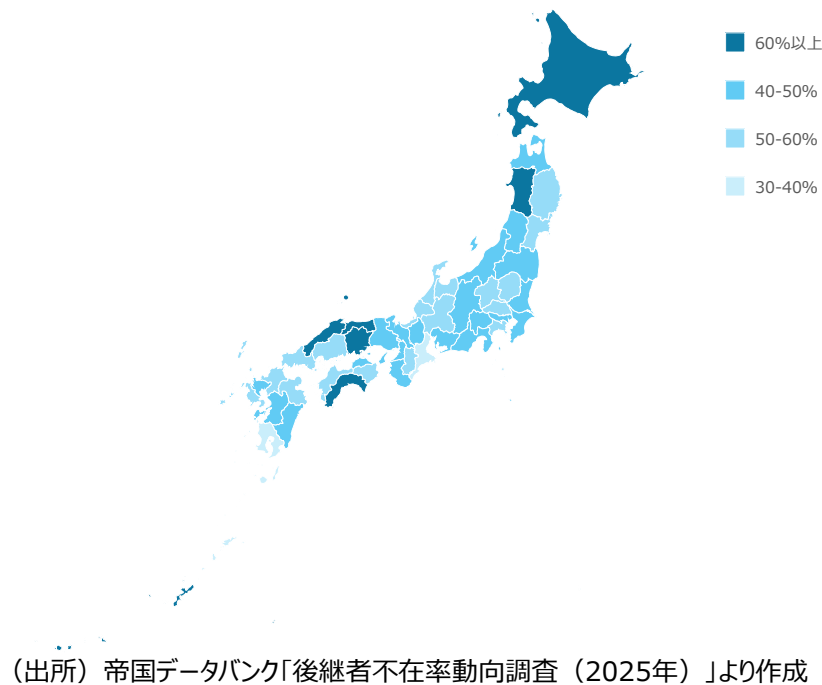
■ 近年、中小企業の後継者不在率は減少傾向にあり、我が国全体では後継者不足の解消が一定程度進みつつあると言える一方、半数以上の中小企業で後継者が不在であり、また地域毎の状況は大きく異なる。**地域経済の基盤たるひとつひとつの事業を着実に維持・成長させるためにも、引き続き、事業承継やM&Aの必要性は高いもの**と言える。

中小企業における
後継者不在率の推移（経営者年代別）



(資料) 帝国データバンク「企業概要ファイル」、「信用調査報告書」再編加工
 (注) 1. ここでの「中小企業」とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」のことを指す。なお、企業規模は企業概要ファイルの情報に基づき分類している。
 2. 「全体」については、経営者年齢の情報がない企業も含んだ中小企業数に対する割合を示している。
 (出所) 中小企業庁「中小企業白書（2025年版）」より作成

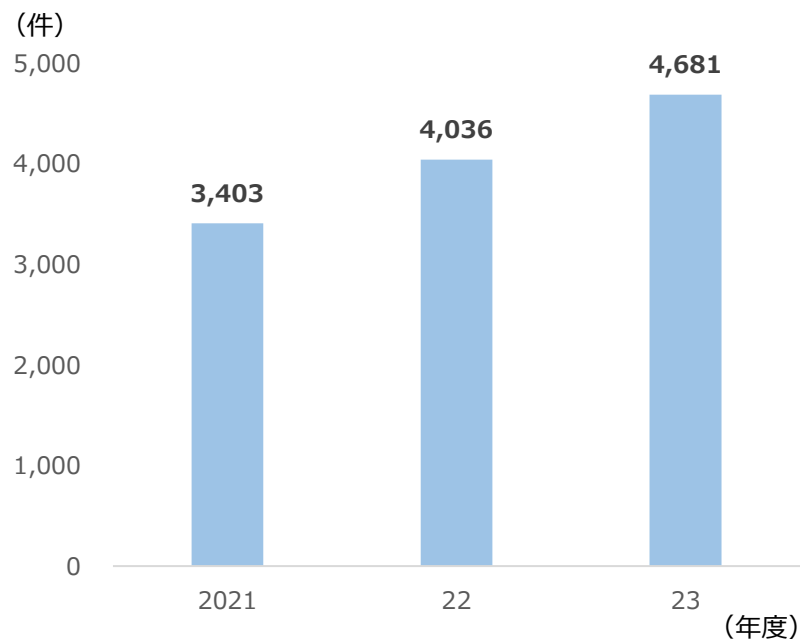
都道府県別後継者不在率
(2025年)



M&Aの二ズ・効果

- 実際に、近年、**中小企業のM&A実施件数は増加傾向**にある。
- また、一般的に、譲受側企業による経営力強化を通じ、譲渡側企業における業績改善や売上増加が期待できることから、**事業の成長や再生を図る上でも、M&Aは有効な手法**のひとつと言える。

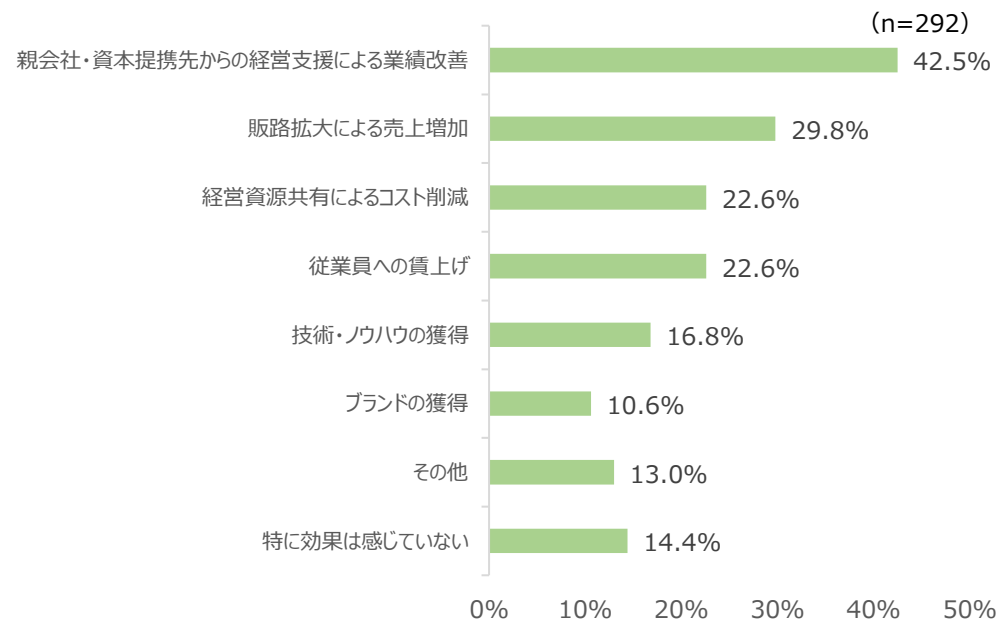
中小企業のM&Aの実施件数の推移



(注) M&A登録支援機関制度において、各事業者から提出された実績報告書における成約件数（譲渡側）を集計。

(出所) 中小企業庁「中小M&A市場の改革に向けた検討会(第1回) 資料3「中小M&A市場の改革に向けた方向性について」 P14より作成

自社売却による効果



(資料) 帝国データバンク「令和6年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」

- (注) 1.組織形態について「法人」と回答した事業者に聞いたもの。
 2.直近5年間程度において、「自社売却」を実施した事業者に聞いたもの。ここで「自社売却」とは、議決権過半数に当たる株式を売却することを指す。有償・無償かは問わない。
 3.複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

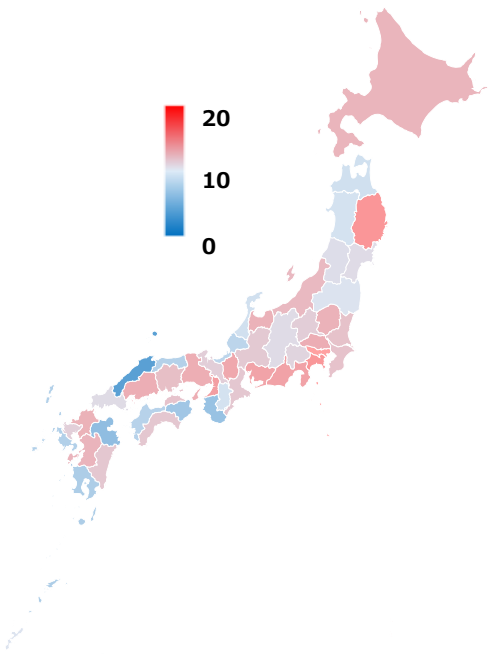
(出所) 中小企業庁「中小企業白書(2025年版)」より作成

M&A支援機能の偏在

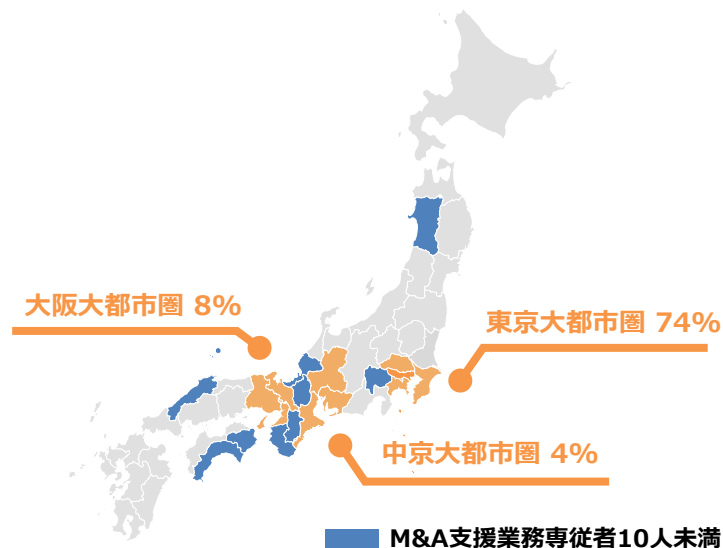
- M&A自体のニーズの高まりとは裏腹に、**実際のM&A件数や支援機能は大都市部に集中**。地域経済の基盤保持の観点からも、**各地域において支援機能の着実な整備を図る必要がある**。

都道府県別の中小企業のM&A実施件数 (2023年度、企業1万社あたりの件数)

都道府県	件数	都道府県	件数
東京都	23.6	群馬県	11.3
岩手県	17.7	京都府	11.2
神奈川県	17.0	佐賀県	11.2
大阪府	15.1	山梨県	10.9
静岡県	14.6	山口県	10.5
愛知県	14.4	宮城県	10.5
滋賀県	14.0	長野県	10.5
兵庫県	13.4	山形県	10.4
埼玉県	13.4	福島県	10.1
広島県	13.3	沖縄県	10.1
福岡県	13.1	奈良県	9.6
栃木県	13.1	秋田県	9.6
富山県	13.0	石川県	9.5
熊本県	12.8	青森県	9.5
北海道	12.8	福井県	8.5
新潟県	12.5	愛媛県	8.3
岡山県	12.2	鳥取県	8.2
茨城県	11.9	長崎県	8.1
千葉県	11.9	鹿児島県	7.9
香川県	11.9	徳島県	7.3
三重県	11.6	和歌山県	6.9
宮崎県	11.6	大分県	6.6
高知県	11.6	島根県	4.1
岐阜県	11.5		



都道府県別のM&A支援業務専従者の分布



(資料)「M&A支援機関登録制度 登録機関を通じた中小M&Aの集計結果」、中小企業庁「中小企業の企業数・事業所数」を基に作成

(注) 2023年度の実績報告において、実際に稼働のあった支援機関のみ抽出対象とした。

(出所) 中小企業庁 中小M&A市場の改革に向けた検討会 (第1回) 資料3「中小M&A市場の改革に向けた方向性について」より作成

(資料)「M&A支援機関登録制度 登録機関を通じた中小M&Aの集計結果」を基に作成

(注) 2023年度の実績報告において、実際に稼働のあった支援機関のみ抽出対象とした。

(出所) 中小企業庁 中小M&A市場の改革に向けた検討会 (第1回) 資料3「中小M&A市場の改革に向けた方向性について」より作成

M&A・事業承継支援の促進

- **後継者不在への対応**は、我が国の中小企業にとって引き続き非常に重要な経営課題。地域経済を維持・成長させ雇用の場を確保していくためにも、**各地域におけるM&A・事業承継の支援態勢の着実な構築が不可欠**であり、**金融機関による支援への期待も大きい**。
- そこで、地域金融機関によるM&Aや事業承継の支援機能の強化に向けて、**事業承継・引継ぎ支援センター等との連携を通じた人材育成のほか、フィナンシャル・アドバイザー業務等の実施、他の金融機関等との連携によりマッチングや案件組成を支援するプラットフォームへの参画・活用等の取組**を促進する。

事業承継・引継ぎ支援センターへの派遣事例

- **【信金】** 2022年度より、**事業承継・引継ぎ支援センターへトレーニーを派遣**する取組を開始。
⇒派遣職員帰任後は、**事業承継セミナーや個別相談会、センターと連携したM&Aの取組**を実施。**自金融機関の職員に対しても、M&Aシニアエキスパート資格の取得を支援**。
- **【信金】** M&A・事業承継支援の目的を「承継後もその企業が地域で元気に存続してもらう事」と明確化。2022年度より、**センターへトレーニーを派遣**する取組を開始。
⇒派遣職員帰任後は、**M&A・事業承継支援に向けた業務規程の作成、センターとの連携強化、営業店向け勉強会の開催**といった取組を実施。

他金融機関等への派遣事例

- **【地銀】** 2014年度より、**M&A仲介会社や税理士法人**に職員2名を派遣する取組を開始。
⇒派遣職員帰任後は、**M&A・事業承継支援業務を担当する関連会社の業務規定の改正、派遣先のM&A仲介会社等との連携強化**といった取組を実施。
- **【地銀】** 2010年度より、**M&A仲介会社やコンサルティング会社**に職員を派遣する取組を開始。
⇒派遣職員帰任後は、**営業店向け勉強会の開催、弁護士等の専門家との連携強化**といった取組を実施。

M&A・事業承継支援の促進

【2026年2月20日公表、4月1日施行】

改正の経緯

- 後継者不在への対応は、我が国の中小企業にとって引き続き非常に重要な経営課題。地域経済を維持・成長させ雇用の場を確保していくためにも、各地域におけるM&A・事業承継の支援態勢の着実な構築が不可欠であり、金融機関による支援への期待も大きい。
- また、M&A・事業承継に際しては、経営者保証を適切に取り扱わないことによるトラブルも今なお発生しており、2024年に改訂された「中小M&Aガイドライン（第3版）」では、経営者保証の取扱いがリスクのひとつとして挙げられた。
- 2024年の監督指針改正では、金融機関によるM&A支援促進に向けた着眼点を明確化するとともに、M&A・事業承継に際して経営者保証を見直す枠組みを構築したところであるが、以上の状況に鑑み、今般、金融機関による支援態勢の一層の強化を図る。

改正の主な内容

- 支援機能の強化に向けて、金融機関に対する監督上の着眼点を明確化。
 - M&A仲介業務やフィナンシャル・アドバイザー業務に取り組むこと。
 - 他の金融機関等と「プラットフォーム」の組成・運営や参画・活用を行うこと。（⇒支援機能や顧客ニーズの相互補完）
 - 事業承継・引継ぎ支援センター等と連携すること。（⇒人材育成やノウハウ蓄積にも活用）
 - 経営資源集約化を通じて地域経済の維持・成長に貢献するスポンサーの選定を支援すること。（⇒事業再生への貢献）
- 「中小M&Aガイドライン（第3版）」（2024年8月30日改訂）の内容・趣旨も踏まえ、経営者保証の適切な取扱いに向けて、金融機関に対する監督上の着眼点を明確化。
 - 顧客企業からの事前相談の推奨や、実際に相談があった場合に丁寧な対応を行うための態勢を整備すること。
 - 後々のトラブルを防止すべく、最終契約等に向けても適切な調整・支援を行うための態勢を整備すること。

- 金融庁は、2018年3月、地域金融機関等において取引先企業に対する人材紹介業務が可能であることを明確化。
- 地域金融機関は、取引先企業の事業性評価・伴走支援活動の一環として人材紹介業務を実施。人材紹介の前提となる**経営課題の把握から、人材を紹介した後のフォローアップまで、ワンストップで支援**。

□ 地域金融機関の人材マッチングフロー

1 経営課題の抽出・分析、提案

✓ 取引先の経営課題解決のため、**人材紹介による支援**を提案

※ ヒト以外にも、融資や連携先企業の紹介等、多様なソリューションを提供可能

2 ニーズの発掘・求人票作成

✓ 経営者等との対話を通じて、必要となる人材像を明確化し、**求人票を作成**

3 人材の選定・採用

✓ ふさわしい人材を選定し、**取引先企業へ紹介**。採用プロセスを経て成約

4 フォローアップ・継続支援

✓ 取引先企業に対する**継続的なフォロー**や、入社した人材に対する**定着支援**



人材紹介業務における地域金融機関の提携先の例



内閣府・プロフェッショナル人材戦略拠点

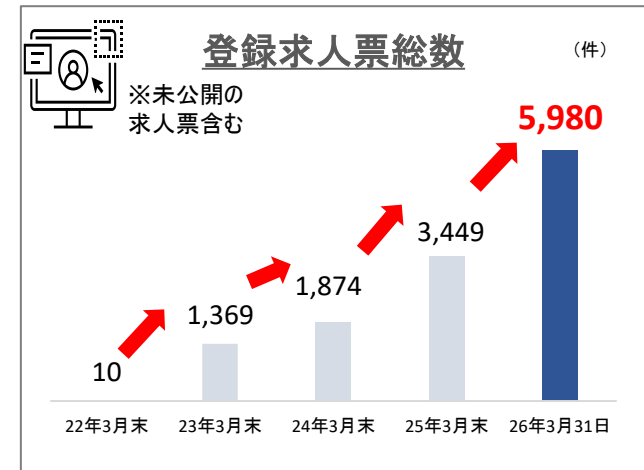
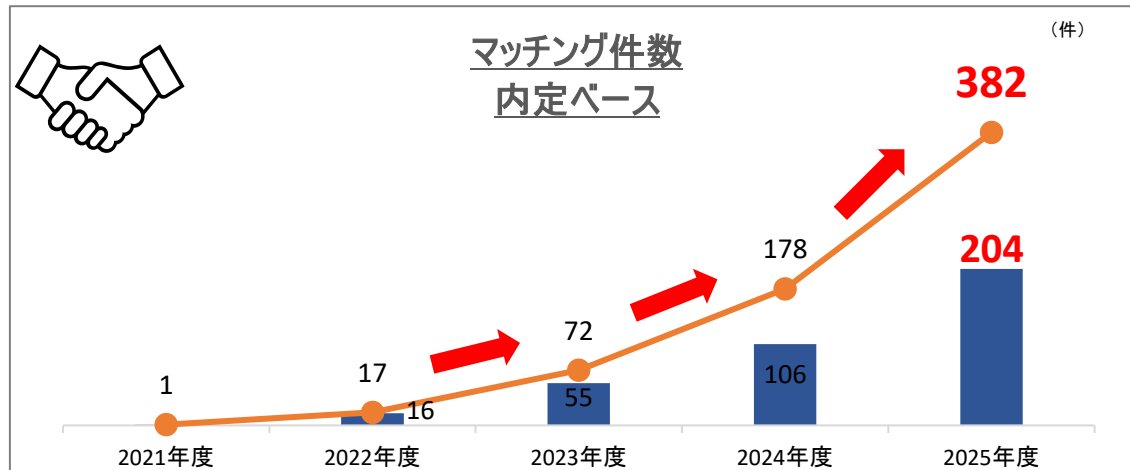
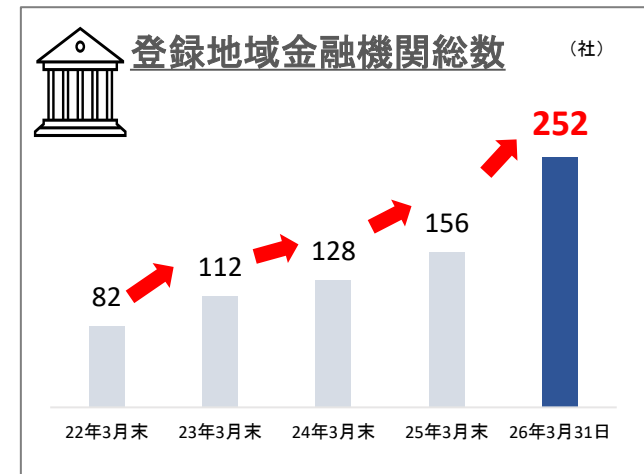
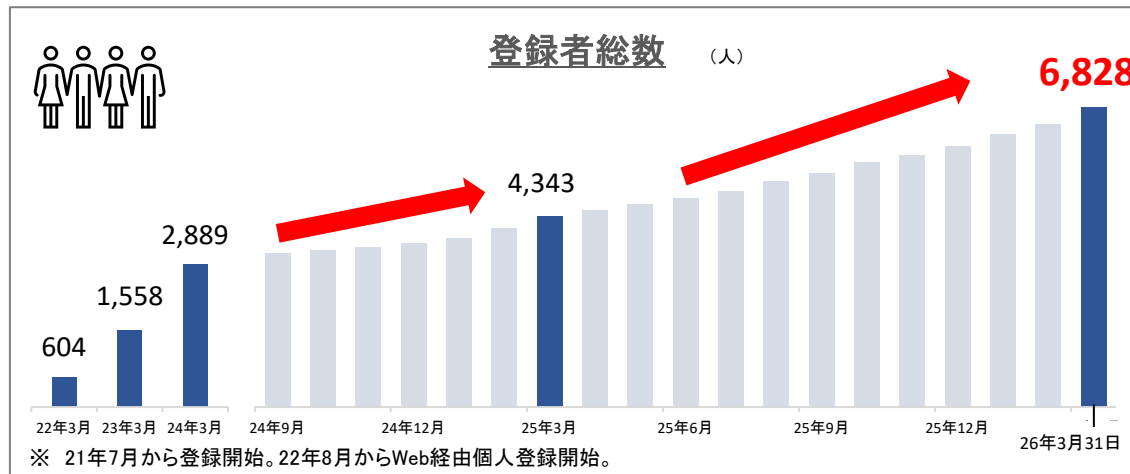


大手人材紹介会社、
地場の人材紹介会社

取引先企業への継続的なフォローは、一般の人材紹介会社とは異なる、**地域金融機関の取組みの特徴**

レビキャリの現状

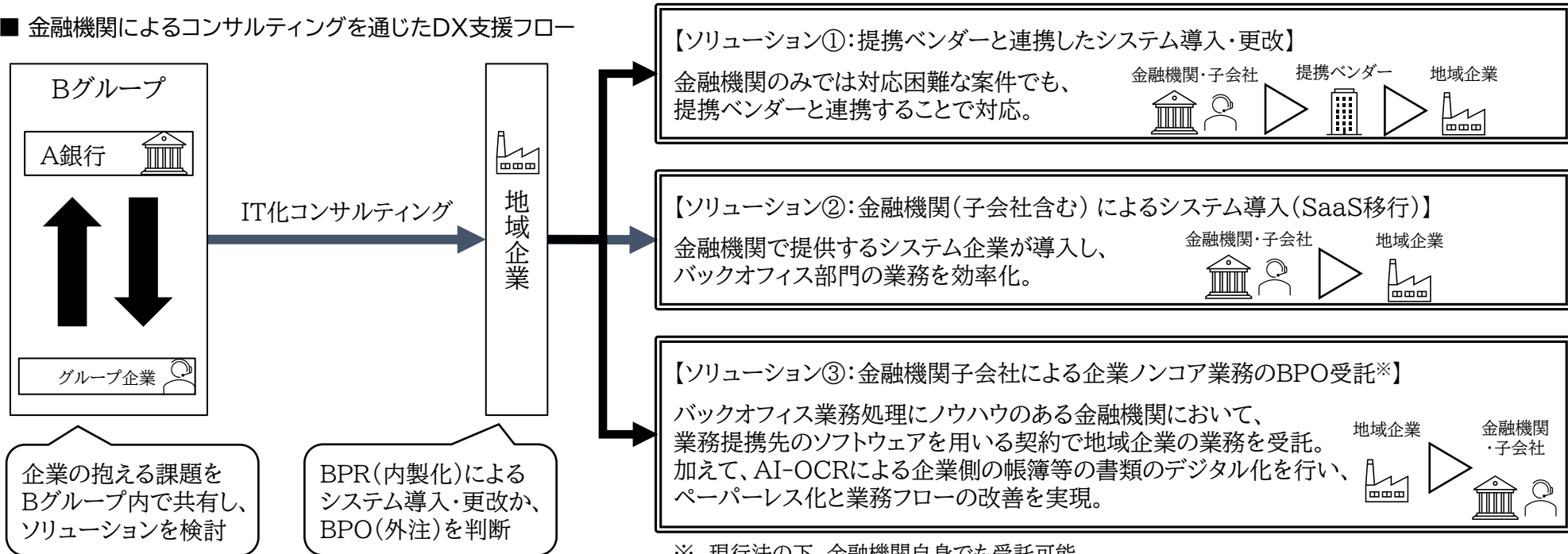
- 大企業人材の登録者は累計6,800人超となり、2027年度までに1万人の達成を目指している政府目標に向け順調に推移。
- 都市銀行・地方銀行・第二地方銀行は全てレビキャリに登録済みとなり、信用金庫・信用組合の登録も増加。
- 令和7年度のマッチング件数は206件（累計384件）となり、昨年度を大幅に上回る水準。



地域企業へのDX支援の推進

- 労働力の減少や高齢化等による担当者の退職に伴う生産性の低下が危惧される中、地域企業の生産性を向上させるという観点から、金融機関が行うIT化・DX支援にも期待が寄せられているところ。
- **A銀行を中核とするBグループは、IT化コンサルティングを通じて、地域企業のDX化を推進。** 具体的には、①A銀行（子会社含む）の提携ベンダーと連携したシステム導入・更改、②A銀行（子会社含む）によるシステム導入、③子会社による企業の人事・経理業務のBPO（外注）受託を通じて、地域企業の課題に応じた業務効率化を支援している。

■ 金融機関によるコンサルティングを通じたDX支援フロー



デジタル化支援の促進

【2026年2月20日公表、4月1日施行】

改正の経緯

- 労働力の減少や高齢化等による担当者の退職に伴い生産性の低下が危惧される中、企業の生産性を向上させるという観点から、金融機関が行うIT化・DX支援にも期待が寄せられている。他方で、企業から金融機関が経理業務のBPO受託ができることは、広く一般的に理解されているとは言えないという声もある。

改正の主な内容

- 金融機関の監督上の着眼点に、業務プロセスのデジタル化に向けた、情報の提供・助言、デジタルサービスの導入支援、経理業務の受託といった業務（デジタル化支援業務）を、金融機関が提案するソリューションの一つとして明確化。

人材紹介業務の促進

改正の経緯

- 人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する地域が持続的な発展を目指す中、企業の人材不足は深刻な課題であり、金融庁が実施した企業アンケートによれば、顧客企業の経営課題を熟知している金融機関に期待する声が大きくなっている。また、金融機関により紹介された人材に対するフォローアップ支援を望む声もある。

改正の主な内容

- 金融機関の監督上の着眼点に、人材紹介業務を、金融機関が提案するソリューションの一つとして明確化するとともに、顧客企業の経営課題の適切な把握による人材要件の精緻化や、顧客企業との日常的・継続的な接触の中での採用人材に対するフォローアップ等、人材紹介業務を行う場合の留意事項を明記。

ローカル・ゼブラ企業等へのインパクト投資の推進

- 一定の投資収益を確保を図りつつ、社会・環境的効果（インパクト）の実現を企図する「インパクト投資」は、社会・環境課題の解決を後押しする取組としても期待されている。
- 地域課題をビジネスの力で解決しながら、社会的インパクトと事業収益を継続的に両立する地域に根差した企業である「ローカル・ゼブラ企業」への成長支援において、インパクト投資も活用することが有用である。
- 金融庁では、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」（令和5年11月設置）を通じて、インパクト投資の具体的な取組事例やノウハウの共有等を行い、インパクト投資の担い手の育成とその実践を後押ししていく。

ローカル・ゼブラ企業の事例

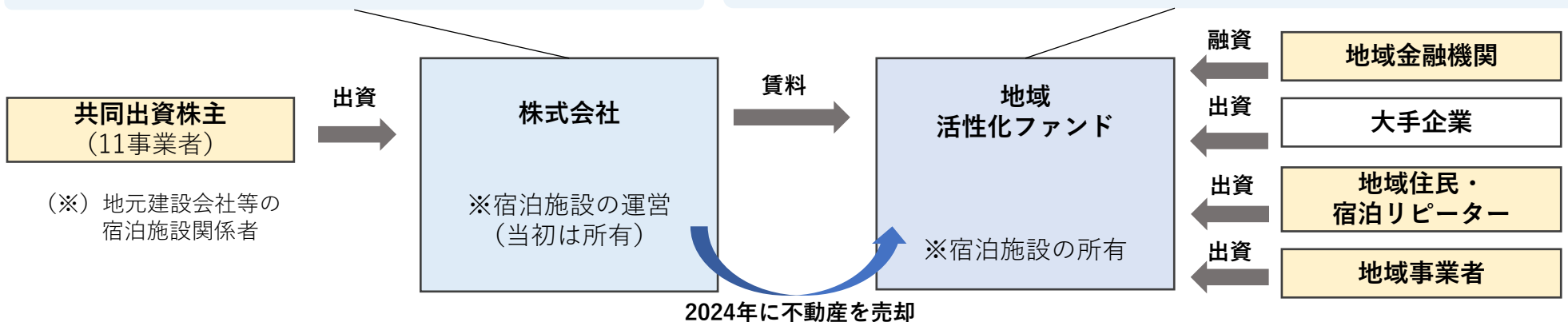
ポイント1

- 観光客の受入れキャパシティのなかったC市では、地元企業を中心とする11事業者の共同出資（リスクマネーの提供）により株式会社を設立
- 2021年、同社が宿泊施設を開業し、地域観光産業の活性化を実現

(※) 地元建設会社等の
宿泊施設関係者

ポイント2

- 2024年、宿泊施設の運営が軌道に乗る中、地域金融機関や地域住民等の様々なステークホルダーが出資・融資する、地域活性化ファンドが同施設の不動産を買収（施設運営は引き続き、同株式会社）
- 当初株主は不動産売却資金（リスクに見合った収益）を回収し、新たに地域の関係者がファンドを通じて資金提供するスキームは「ローカルIPO」と名付けられ、新たな資金調達・地域活性のモデルを創出

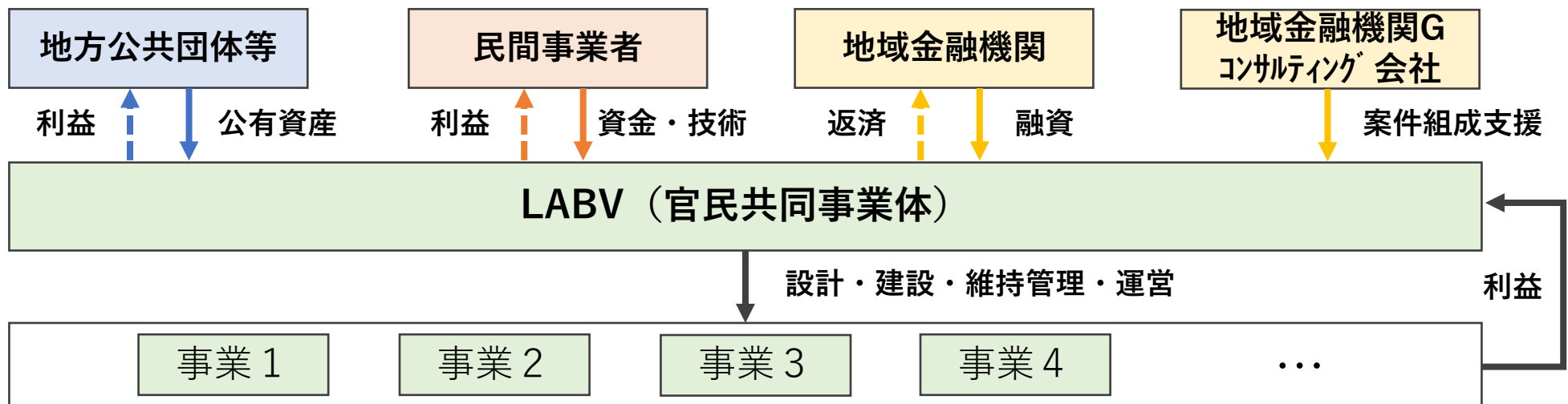


地域金融機関の官民連携のまちづくりへの参画

- 地方自治体のみならず**民間の知恵や資金も活用しつつ、地域の課題やニーズ、特色を踏まえたまちづくり**がなされることが重要である。
- 公有不動産・遊休資産の活用等に係る**官民連携プロジェクトへの地域の様々なプレイヤー**（商工会議所、建設会社、施設運営会社等）の**出資・参画を促していく観点から**、その中核として、地域に幅広い顧客ネットワークを有する**地域金融機関の参画**を促す。

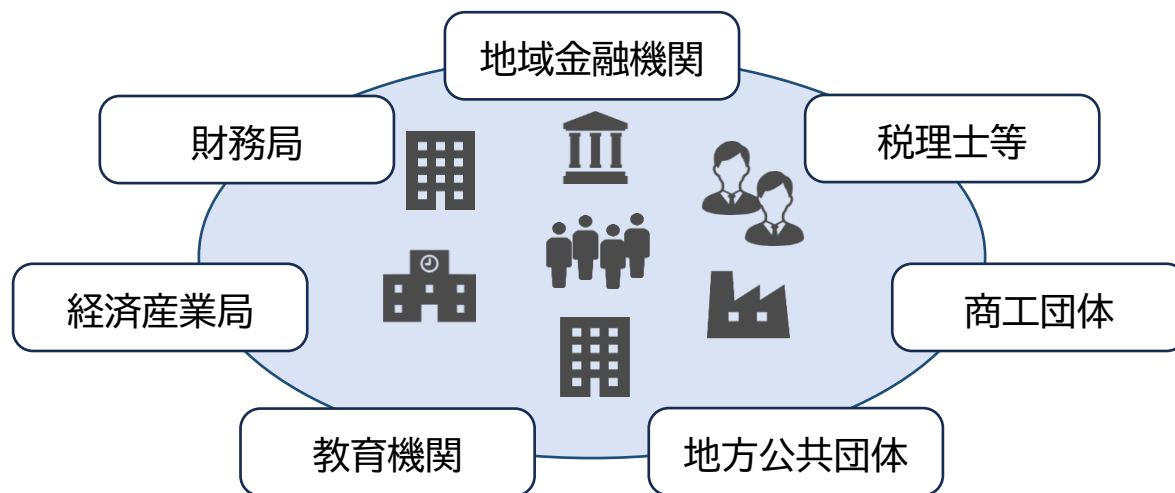
LABV 中国地方D市の事例

- ✓ **LABV (Local Asset Backed Vehicle)** とは、官民が連携して公共施設の建設・運営等を行うPPP (Public Private Partnership) の手法の一つ。地方自治体が公有不動産等の現物出資を行い、その他の事業者による出資と合わせてLABV共同事業体を組成する。
- ✓ 中国地方D市では、2018年以降、LABVを活用した官民連携のまちづくりプロジェクトを推進。案件起案から事業化までのコンサルティング業務を地域金融機関傘下のコンサルティング会社が担い、同グループの銀行が共同事業体への出資・融資を実行。



- これまでも地域金融機関による地域活性化の取組は数多くの経験が積み重ねられている。
- 2026年の夏を目途に**地域活性化の取組事例集**（「**地域活性化取組事典**（仮称）」）を金融庁が中心となって取りまとめ、全国各地の金融機関が他の地域での取組を相互に学び合い、応用し、実践していくことを促す。
- また、地域金融機関と地域内外の様々な関係者が連携して**地域活性化の取組について知恵を出し合う場**（「**地域活性化ネットワーク**」（仮称））を創り、こうした取組を促進していく。

全国各地域で地域金融機関と関係者が地域活性化について知恵を出し合い行動につなげる



各地域の取組事例を共有して活用

- 地域活性化のためには、地域企業の成長等を支援する **リスクマネー（資本性資金）** の供給が重要。
- 今般、**地域金融力の強化の観点** から、**投資専門会社の出資** に関する以下の要件等について、**更なる緩和・明確化** を図っていく。

銀行・銀行持株会社

投資専門会社 **（業務：株式会社への資金供給、投資先へのコンサルティングなど）**

● **ベンチャービジネス会社【保有期間15年、100%まで出資可】**
 ・ **非上場** の中小事業者で、設立の日又は新事業活動開始日から20年未満の会社

● **事業承継会社【保有期間10年、100%まで出資可】**
 ・ **非上場** で、代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であって、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

● **地域活性化事業会社【保有期間10年、50%まで出資可（上場会社）／100%まで出資可（非上場会社）】**
 ・ **地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社** であって、銀行等以外の第三者が関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社 等

● **事業再生会社【保有期間10年、100%まで出資可】**

【更なる緩和・明確化のイメージ】

- ① 投資専門会社の **株式会社以外への資金供給を可能** とする
- ② 投資専門会社の業務範囲に **M & A 仲介業務を追加** する
- ③ **ベンチャービジネス会社へのクロスオーバー投資**（非上場会社が上場した後も継続して資金供給すること）を **可能** とする
- ④ 事業承継会社については **上場企業であっても資金供給を可能** とする
- ⑤ 地域活性化事業会社の **要件を明確化** し、手続きを簡略化する

地域金融力発揮のための環境整備

金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充①

- 金融機能強化法は、**地域金融機関等の金融機能を強化し、地域経済の活性化を図るため、資本参加制度・資金交付制度**を設けており、いずれも**2026年3月末に申請期限が到来**。
- 人口減少等の環境変化の中で、**地域金融機関等が経営基盤の強化により十分なリスクテイク余力を確保し、引き続き地域経済を支えるための環境整備の一環として、資本参加制度・資金交付制度を期限延長・拡充する**。

①資本参加制度

現行制度の概要

- **自己資本の充実により経営基盤の強化**を図る地域金融機関等に対し、国（預金保険機構）が公的資金による**資本参加**を行う制度
- **東日本大震災・新型コロナウイルス感染症に対応した特例**も措置（金融機関が作成する経営強化計画の内容や審査基準を緩和）
※申請期限は、震災特例2017年3月末、コロナ特例2026年3月末
- 地域金融機関等40先（延べ）に資本参加、合計は約7,498億円

地域金融力強化プランで示した今後の対応方針

① 申請期限の延長

- ✓ 地域金融機関等は、長期にわたり、人口減少等の構造的課題に対応しつつ、その金融機能を維持・強化していく必要があることなどを踏まえ、資本参加制度を「**当分の間**」の措置とする

② 災害等特例の常設化

- ✓ **大規模な自然災害や新たな感染症のまん延**等に備え、その後の復興や経済活動の維持に必要な金融機能の発揮に**万全を期す**ため、**資本参加の特例を予め制度的に整備**（災害等を個別に指定することで発動）

③ 資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保

- ✓ 最近の不祥事案を踏まえ、資本参加先における適切な経営管理と業務運営を確保するために必要な規定を整備（資本参加前における金融機能強化**審査会からの意見聴取の全件必須化**、**経営強化計画の変更命令**の創設、協同組織金融機関における**独立性が高い員外監事の選任**）

②資金交付制度

現行制度の概要

- **合併・経営統合等の事業の抜本的な見直し**を実施する地域金融機関等に対し、**追加的な初期コスト**（情報システムの整備等）の一部について国（預金保険機構）が**資金交付を行う**制度
- **交付額は対象経費の1/3（上限30億円）**、財源は資本参加で得た配当金等
- 合併・経営統合を行う7件を認定、交付予定額の合計は約150億円

地域金融力強化プランで示した今後の対応方針

① 申請期限の延長

- ✓ 同様の政策目的を有する独占禁止法の特例法の廃止期限（2030年11月）も意識しつつ、**申請期限を2031年3月末までの5年間延長**

② 交付上限額等の引上げ

- ✓ これまでの実績を踏まえ**交付上限額を30億円から50億円に引上げ**、**協同組織金融機関について補助率を1/3から1/2に引上げ**（さらに、地域の持続可能性の確保等に資する一定の合併・経営統合については、交付上限額を75億円に、補助率を業態にかかわらず1/2に引き上げる）

③ 交付対象行為・経費の拡充

- ✓ 中小の地域金融機関について、地域経済の活性化に向けた取組を行うことを前提に、**業務の効率化に資する勘定系システムの共同化に関する資金交付の枠組みを整備**
 - ・ 既存の共同システムへの新規加盟や新たなシステム共同化：上限額15億円、補助率1/4（協同組織金融機関は1/3）
 - ・ 協同組織中央金融機関等による共同システムの合理化・持続化に向けた取組：上限額150億円、補助率1/4
- ✓ 合併・経営統合等に伴い発生する**システム解約違約金を対象経費に追加**

④ 申請時期の弾力化

- ✓ 情報管理を徹底しつつ短期間で実行される経営統合（市場での株式取得を通じた子会社化）を資金交付の対象に追加しつつ、**経営統合後の相当の期間内に申請を行うことも可能とする**

その他の環境整備

(1) 早期警戒制度の見直し

- 早期警戒制度は、最低所要自己資本比率を満たしている地域金融機関に対して、その健全性の維持・向上を図るための措置として、2002年に整備。2019年に見直しが行われ、「持続可能な収益性と将来にわたる健全性」について着目したモニタリングを実施。
- 人口減少の加速化や金利上昇といった環境変化の中においても、地域金融機関の持続可能な収益と将来にわたる健全性を確保するため、将来の人口動態や金利変動が地域金融機関の収益性や健全性に与える影響について、個別の地域金融機関の状況も十分踏まえつつ、より深度ある検証を行う。

(2) モニタリングの強化

- 金融庁に新たに設置された「協同組織金融モニタリング室」も活用し、金融庁と財務局の緊密な連携のもと、事案に応じて立入検査を有効に活用するなど、地域金融機関に対するモニタリング体制を抜本的に強化していく。
- 特に資本参加先の地域金融機関に対しては、経営管理態勢や法令等遵守態勢等について、当局による検証を適時適切に実施するとともに、情報受付窓口等を活用して対象金融機関の情報を収集し、資本参加先が策定する経営強化計画のフォローアップを通じて継続的にモニタリングする。

(3) 地域金融機関における業務改善の取組（生成AI導入、兼業・副業）

- 地域金融機関における生成AIの健全な利活用と業務効率化を後押しするため、生成AIの利活用に関する実証を行い、対顧客向けサービスをはじめとするユースケースを創出する。その上で、他の地域金融機関が生成AIを導入できるよう、ユースケースやリスク低減の方法等のプロセスをとりまとめ、情報提供を行う。
- 希望する地域金融機関職員の兼業・副業が可能となるよう、兼業・副業制度が未導入であるがゆえに金融機関が抱えるであろう懸念点やリスク等を払拭、軽減するための取組について事例収集を行い、これらの結果を公表することで、地域金融機関による就業規則の改定を含めた環境整備の取組を後押しする。

おわりに